

神 経 西 第 692 号
令 和 6 年 10 月 9 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛谷地区 (栃木東集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 現在、栃木東地区では、主食用稲作(きぬむすめ)を中心とした営農をしている。
- 小規模な兼業農家がほとんどで、後継者もおらず将来的な耕作放棄地の増加が危ぶまれている。
- 稲作では収入が見込めないなどの理由で、他の担い手に借りてほしい、農地を手放したいという者は多い。
- イノシシやアライグマによる獣害も増えている。
- パイプラインは、長谷地区も含む土地改良地区が管理しており、2、3年後には耐用年数をむかえるため、老朽化の不安がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 水稻を中心とした生産を継続しつつ、個々でいちじく・タケノコ・キノコなどの高収益作物への転換も検討する。
- 地域内の農地引き受けが難しい場合は、農業法人や外部からの耕作者の引き受けや集約化も検討する。
- 市やJA、農地バンクの力を得ながら、貸し手と借り手がうまくつながるような仕組みを講じる。
- 地域内でも、代替わりのタイミングなどにおいて、貸したい・売りたいなどの情報収集を必要に応じて行う。
- 集落外の耕作者にとって営農しやすい環境作り(トイレや機械置き場など)も合わせて検討する。
- アライグマ等の獣害対策は、市の電柵補助事業を活用しつつ、捕獲による対策も強化する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・所有者の貸付意向時期に配慮しつつ、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・「農業を担う者」のいない農地等については、農地バンクへの貸付けを進め、「農業を担う者」による農地利用を検討する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・水利インフラの耐用年数も踏まえた再整備などについて、必要性も含め地域で検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・入作耕作者が営農しやすい環境作り(トイレや機械置き場など)を検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】